

改正後	現 行
<p>④ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第4の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</u></p> <p>⑤ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第4の4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑩を準用する。</u></p> <p>(5) <u>保育所等訪問支援給付費</u></p> <p>① <u>訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）の取扱い</u> <u>通所報酬告示第5の1の注1の2の訪問支援員特別加算については、2の(4)の①を準用する。</u></p> <p>② <u>特別地域加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第5の1の注1の2の訪問支援員特別加算については、2の(4)の②を準用する。</u></p>	<p>(4) <u>保育所等訪問支援給付費</u></p> <p>① <u>訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）の取扱い</u> <u>通所報酬告示第4の1の注1の2の訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）については、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業若しくはこれらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設又はこれに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者であつて、次の(一)又は(二)のいずれかの職員が配置されているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>(一) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者</u></p> <p><u>(二) 障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に10年以上従事した者</u></p> <p>② <u>児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第4の1の注3の児童発達支援管理責任者専任加算については、2の(1)の②を準用する。</u></p> <p>③ <u>特別地域加算の取扱い</u> <u>特別地域加算を算定する利用者に対して、指定通所基準第78条第5号に規定する通常の事業の実施地域を越えて支援を提供した場合、指定通所基準第77条第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</u></p>

改正後	現 行
<p>④ 初回加算の取扱い <u>通所報酬告示第5の1の2の初回加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</u> <u>(一) 利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できるものであること。</u> <u>ただし、当該障害児が過去6月間に、当該指定保育所等訪問支援事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。</u> <u>(二) 児童発達支援管理責任者が、同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援の提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。</u></p> <p>⑤ 家庭連携加算の取扱い <u>通所報酬告示第5の1の3の家庭連携加算については、障害児の通所給付決定保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。</u> <u>なお、保育所又は学校等の訪問先において、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合は算定できないこと。</u></p> <p>⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い <u>通所報酬告示第5の2の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</u></p> <p>⑦ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い <u>通所報酬告示第5の3及び4の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑩を準用する。</u></p>	<p>④ 利用者負担上限額管理加算の取扱い <u>通所報酬告示第4の2の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</u></p> <p>⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い <u>通所報酬告示第4の3及び4の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑩を準用する。</u></p>